

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター定款

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 組織（第7条—第15条）
 - 第1節 役員及び職員（第7条—第11条）
 - 第2節 理事会（第12条—第15条）
- 第3章 業務の範囲及びその執行（第16条—第19条）
- 第4章 資本金、出資及び資産（第20条）
- 第5章 雜則（第21条・第22条）

附則

第1章 総則

(設置目的)

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、医療の提供、医療に関する調査及び研究、医療に従事する者の育成等の業務を行うと同時に特に、地域の医療機関・介護施設等関係機関・行政との役割分担及び連携のもと、佐世保市・長崎県北地域に求められる、がん医療や救急医療などの高度先進・急性期医療等を中心とした提供を行うことにより、地域に真に必要な医療の確保と医療水準の向上を図り、もって住民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この地方独立行政法人の名称は、地方独立行政法人佐世保市総合医療センター（以下「法人」という。）とする。

(設立団体)

第3条 法人の設立団体は、佐世保市とする。

(事務所の所在地)

第4条 法人は、事務所を佐世保市に置く。

(法人の種別)

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第6条 法人の公告は、法人の事務所の掲示場に掲示して行う。

第2章 組織

第1節 役員及び職員

(役員の定数)

第7条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長2人、理事6人以内及び監事2人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して、法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 副理事長のうち、1人は事務及び財務を統括して行うものとする。

4 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。

5 監事は、法人の業務を監査する。

6 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は佐世保市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第9条 理事長及び監事は、市長が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

(役員の任期)

第10条 理事長の任期は4年とし、副理事長、理事及び監事の任期は2年とする。

2 前項の場合において役員が欠けた時の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、再任されることがある。

(役員の解任)

第11条 市長又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が法第16条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 市長又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに達しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するもののほか、市長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その役員を解任することができる。

4 理事長は、前2項の規定により副理事長及び理事を解任したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

第2節 理事会

(理事会の設置及び構成)

第12条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第13条 理事会は、理事長が必要と認める場合にこれを招集する。

2 理事長は、理事長以外の理事会の構成員の3分の1以上の者又は監事が会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(議事)

第14条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、理事会の構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 理事会の議事は、出席した副理事長及び理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 理事会を欠席する場合は、会議の決定・承認事項について議長に委任するものとする。

6 監事は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

(議決事項)

第15条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項
- (2) 年度計画に関する事項

- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 規程の制定又は改正（軽微な改正を除く。）若しくは廃止に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要な事項

第3章 業務の範囲及びその執行

(病院等の設置)

第16条 法人が設置し、運営する病院等の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
佐世保市総合医療センター	佐世保市平瀬町9番地3
佐世保市総合医療センター黒島診療所	佐世保市黒島町3175番地
佐世保市総合医療センター高島診療所	佐世保市高島町626番地3
佐世保市総合医療センター宇久診療所	佐世保市宇久町平2344番地

(業務の範囲)

第17条 法人は、第1条の目的を達成するため次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する地域への支援を行うこと。
- (3) 災害時における医療救護を行うこと。
- (4) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (5) 医療に関する従事者の研修を行うこと。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(緊急事態への対処)

第18条 法人は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上の重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態（以下この条において「災害等の緊急事態」という。）に対処するため、市長が必要と認める場合において、市長から医療に関する業務その他災害等の緊急事態の対処に必要な業務の実施を求められたときは、その求めに応じ、当該業務を実施するものとする。

2 法人は、災害等の緊急事態に対処するため必要な救助等を自ら行うものとする。

(業務方法書)

第19条 法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、

業務方法書に定めるところによる。

第4章 資本金、出資及び資産 (資本金等)

第20条 法人の資本金は、法第67条第1項の規定により佐世保市から法人に対し出資されたものとされる金額とする。

- 2 佐世保市が追加で出資を行った場合、法人はその出資額により資本金を増加するものとする。
- 3 法人は法第42条の2第1項又は第2項の規定により佐世保市への納付を行った場合、同条第4項の規定により資本金を減少するものとする。
- 4 法人が保有する資産のうち土地及び建物については別表に掲げるものとする。

第5章 雜則

(解散に伴う残余財産の帰属)

第21条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産は佐世保市に帰属させる。

(規程への委任)

第22条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、規程の定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

別表（第20条第4項関係）

【土地】

用途	地番	面積 (m ²)
病院本館敷地	平瀬町9番3	22,894.35
旧病院跡地	島地町111番1	3,186.17
医師公宅及び看護師寮敷地	島地町1000番16 島地町86番7 島地町86番8	2,078.08 87.92 17.49
北病院医師公宅跡地	春日町30番5 春日町30番6 春日町30番7	412.12 92.00 (持分2分の1) 345.00 (持分4分の1)
日宇医師公宅敷地	日宇町522番4 大和町454番4 大和町454番6	881.34 3,960.57 15.00
黒島診療所公宅敷地	黒島町3192番	105.00
高島診療所敷地	高島町626番3 高島町645番2 高島町645番3 高島町646番1 高島町646番3 高島町647番3	165.00 72.00 3.63 59.00 13.00 20.02
宇久診療所敷地	宇久町平2340番の一部 宇久町平2342番1 宇久町平2343番1 宇久町平2344番 宇久町平2345番1 宇久町平2362番1	56.49 23.00 22.00 429.00 24.00 577.00
宇久診療所医師公宅敷地	宇久町平2403番 宇久町平2404番	390.00 350.00

【建物】

建物名称	位置（場所）	床面積（m ² ）
病院本館	平瀬町 9 番地 3	35,184.13
エネルギー棟	平瀬町 9 番地 3	1,237.78
車庫棟	平瀬町 9 番地 3	219.48
看護師寮（洗心寮）	島地町 1 1 番 4 5 号	1,277.05
医療教育開発センター	島地町 1 1 番 4 8 号	1,742.75
日宇医師公宅	日宇町 5 2 2 番地 4	1,909.94
日水医師公宅（藤原公宅）	藤原町 7 番 3 7 号	1,249.04
黒島診療所医師公宅	黒島町 3 1 9 2 番地	69.56
高島診療所	高島町 6 2 6 番地 3	100.75
宇久診療所	宇久町平 2 3 4 4 番地	1,366.65
宇久診療所医師公宅	宇久町平 2 4 0 3 番地	258.10